

議案第82号

芽室町病院事業の設置等に関する条例中一部改正の件

芽室町病院事業の設置等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

芽室町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「150床」を「120床」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

許可病床数を120床に変更することから、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(経営の基本) 第3条 一略一 2 一略一 3 病床数は、次のとおりとする。 一般病棟 <u>120</u>床 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(経営の基本) 第3条 一略一 2 一略一 3 病床数は、次のとおりとする。 一般病棟 <u>150</u>床</p>